

キューバ産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 CU. I
委 任 状	附属書 CU. II
譲 渡 証	附属書 CU. III

略語のリスト

国内官庁： キューバ産業財産庁
DL290/2011： 発明，意匠及び実用新案に関する布告法律第290号（2011年11月20日）

指定（又は選択）官庁 CU	キューバ産業財産庁	概要 CU
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CUP 7,200	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ^{2,3,4}	通貨：キューバ・ペソ（CUP） 特許： 出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度年金を含む）： CUP 11,040 実用新案： 出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度年金を含む）： CUP 8,400	
国内手数料の免除、減額又は払戻し ^{3,4}	紙形式及び電子形式の両方で出願した場合、手数料は CUP 1,200 減額される	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は60日以内に要件を満たすよう出願人に求める。補正された出願の翻訳文が提出されない場合、国内官庁は原出願の翻訳文に基づいて手続を行う。原出願の翻訳文の提出がない場合、出願は放棄されたものとみなされる。
- 2 国内官庁は、国内段階移行日に応じて、出願時に第3年度の年金を支払うよう要求することができる。
- 3 出願人が自然人又は公立大学の場合、手数料は40%減額される。
- 4 出願人が自然人又は公立大学の場合、第3年度以降の年金は50%減額される。

CU	キューバ産業財産庁 (続き)	CU
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	<p>出願人が発明者でない場合、譲渡証⁶</p> <p>出願人が異なる場合、優先権の譲渡証⁶</p> <p>出願人がキューバに居所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の拠点を有していない場合、代理人の選任</p> <p>権利濫用の結果としての開示、公の又は公に認められた博覧会での出願人による開示等の不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠⁷</p> <p>国際出願の認証翻訳文2通</p> <p>該当すれば、電子形式及び紙形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表、及び両方の形式による配列が同一である旨の宣言書⁸</p>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をすることが認められた者。代理人として手続可能な者の氏名及び業務用あて名は官報 (<i>Boletín Oficial de la Oficina</i>) に掲載されている。	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認めない	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は適用される手数料の支払を条件として60日以内に要件を満たすよう出願人に求める。出願人はこの期間の満了前に、適用される手数料の支払を条件として、更に30日の期間延長を請求することができる。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

7 公の又は公に認められた博覧会に関する書類は、国内段階移行日から3か月以内に国内官庁に提出しなければならない。

8 この書類は、出願日又は該当すれば優先権主張日から16か月以内に国内官庁に提出しなければならない。

手 数 料^{1,2}

(通貨：キューバ・ペソ)

特 許

出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度の年金を含む） ³	11,040 ⁴
請求の範囲手数料：	
－1つを超える各独立請求の範囲につき	1,920
－複数の各従属請求の範囲につき	2,400
－10個ごとの各従属請求の範囲のグループにつき	1,920
30頁を超える各頁につき	120
補正又は変更手数料	2,400
付与手数料	4,800
優先権主張手数料，優先権ごと	1,200
国内官庁からの求めに対する応答手数料	2,040
国内官庁からの求めに対する応答期間の延長手数料	1,680
変更手数料	3,600
不服申立手数料	4,800
回復手数料	7,200
分割出願手数料.....	8,400
年 金：	
－第3年度	4,800
－第4年度	6,000
－第5年度	7,200
－第6年度	8,400
－第7年度	9,600
－第8年度	10,800
－第9年度	12,000
－第10年度	13,200

(次頁に続く)

-
- 1 出願人が自然人又は公立大学の場合，手数料は40%減額される。
 - 2 出願人が自然人又は公立大学の場合，第3年度以降の年金は50%減額される。
 - 3 国内官庁は，国内段階移行日に応じて，出願時に第3年度の年金を支払うよう要求することができる。
 - 4 紙形式及び電子形式の両方で出願した場合，この手数料は CUP 1,200 減額される。

年 金（続き）：

－第11年度	14,400
－第12年度	15,600
－第13年度	16,800
－第14年度	18,000
－第15年度	19,200
－第16年度	21,600
－第17年度	24,000
－第18年度	26,400
－第19年度	28,800
－第20年度	31,200
－6か月の猶予期間内の遅延支払	対応する手数料の2倍額

実用新案

出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度の年金を含む） ⁵	8,400 ⁶
付与手数料	3,600
分割出願手数料 ⁶	5,760
－5個までの各請求の範囲のグループにつき	1,920
30頁を超える各頁につき	120

年 金：

－第3年度	3,600
－第4年度	4,800
－第5年度	6,000
－第6年度	7,200
－第7年度	8,400
－第8年度	9,600
－第9年度	10,800
－第10年度	12,000

手数料の支払方法

手数料はキューバ・ペソ建てで支払わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を表示しなければならない。手数料はすべて、小切手又は振込で国内官庁に支払わなければならない。

5 脚注3を参照。

6 脚注4を参照。

様式（附属書CU. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 CU. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cu.pdf

附属書 CU. III 譲渡証

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_cu.pdf